

効力は最長4年。

長崎県の中村法道知事は「一つの転機になり得る。事業の必要性、公益性があらためて認められた」と歓迎。「関係者の理解を得て進めるのが基本」と対話による解決を強調する一方で、強制収用について「選択肢としてはあり得る」と可能性を排除しない。

石木ダム建設に反対する地権者の岩下和雄さん(66)は「地権者の意見を無視した事業認定は納得がいかない。団結して工事を阻止する」と語った。(山口英宏、荻原昭男)

石木ダム事業認定

国交省 強制収用の可能性も

長崎 9/7
西日本

国土交通省九州地方整備局は6日、長崎県と同県佐世保市が川棚町に計画している石木ダムについて、土地収用法に基づ

にわたり未着工のまま。今回の事業認定で用地の強制収用が可能になるとめ、地権者は反発を強めている。

石木ダムは長崎県が1972年に予備調査を始めたが、一部の地権者が移転を拒否。82年に警察の機動隊を動員して強制測量をしたことが住民の猛烈な反感を買い、膠着状態が続いている。

九地整は①川棚川流域の浸水被害対策②佐世保市を中心とした水需要への対応などの面で石木ダムは必要とし、「反対の声は承知しているが、公益性が認められる」と結論つけた。事業認定の

く事業認定をしたと発表

した。石木ダムは地権者の反対で、計画から41年

09年11月、国交省に事業認定を申請した。

の公益性が認められる」と結論つけた。事業認定の